

納付や軽減、資格情報のお知らせ、資格確認書をご確認ください 国民健康保険に関するお知らせ

【納税通知書の送付】
本年度の国民健康保険税(以下、国保税)の納税通知書を7月中旬に送付します。

国保税は世帯の国民健康保険加入者の分の税額を算定し、世帯主宛てに送付するものです。普通徴収の人は7月、翌年3月の年9回で納めます。一定の条件に当てはまる人は、特別徴収(年金からの天引き)により年6回で納めます。

※申し出により、口座振替に変更することができます。

【倒産や解雇などによる軽減】

倒産や解雇などの理由で失業した人は国保税が軽減されます。雇用保険受給資格者証を持参の上、国保年金課または市民税課で申請してください。

【災害や一時的な疾病などによる減免】

災害や一時的な疾病など特別な事情により国保税の納付が困難であると認められる場合、減免を受けることができます。納期限の7日前までに市民税課で申請してください。

【産前産後期間の減額】

出産予定の国民健康保険被保険者で、妊娠85日(4カ月)以上の出産が対象です。死産、流産、早産および人工妊娠中絶の場合も含まれます。

出産予定日の6カ月前から届け出が

できます。母子健康手帳などを持参の上、国保年金課または市民税課で申請してください。

【限度額適用認定証の申請】

医療費が高額になりそうなど、マイナ保険証をお持ちでなければ、あらかじめ「限度額認定証」の申請をお勧めします。この提示によって、1カ月間の1医療機関ごとの支払いが自己負担限度額に抑えられます。

※市民税非課税世帯の人には、入院中の食事療養標準負担額の減額認定を兼ねた「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。

※両認定証の有効期限は7月31日です。引き続き認定証が必要な人は7月以降に国保年金課で更新申請をしてください(交付は8月以降)。

【高額療養費制度】

限度額認定証の有無にかかわらず、同月内の医療費自己負担額が高額となった場合、自己負担額の一部支給が受けられる「高額療養費制度」があります。申請が必要ですので、同月内の領収書などを持参の上、2年以内に国保年金課で申請してください。



高額療養費制度

納付書と口座振替による納入回数は年9回です 介護保険料・後期高齢者医療保険料

【納入通知書の送付】
本年度の介護保険料と後期高齢者医療保険料の納入通知書を7月中旬に送付します。

各保険料は通常7月、翌年3月の年9回、納付書(または口座振替)で納めます。一定の条件に該当する人は、特別徴収(年金からの天引き)により年6回で納めます。特別徴収の人の納入通知書には翌年度の4月、6月、8月の特別徴収額(予定額)も記載されています。

【保険料の算定】

■介護保険料：基準額を基に所得状況に応じ、14段階に分けて算定(本市の令和6~8年度の基準額は7万2600円)

■介護保険料の特例：本年度の介護保険料は、令和7年度税制改正(給与所得控除などの見直し)により、保険料の計算が大きく変わることがないよう、次のとおり合計所得金額を調整して計算します。

7年中の給与所得が55万円以上190万円未満の人は、給与所得控除の引き上げ額を合計所得金額に計算します。7年度の住民税が課税判定し、本年度非課税判定になった場合は、保険料の計算上は課税とみなします。

また、6・7年中に給与所得があり、一定の条件を満たす場合は保険料の計算上、非課税とみなします。

■後期高齢者医療保険料：前年の収入・所得に応じて年額を算定(所得割率は8・5%、均等割額は4万8800円、子ども子育て支援金所得割額は1366円)

【保険料の減免】

各保険料は災害や特別な事情により減免される場合があります。

■対象：次のいずれかに該当する人①災害などによる財産の著しい損失や収入の減少が認められるの納入通知書に記載されている減免の該当要件を満たす

■必要書類：納入通知書、通帳など

■申請期間：納付書(または口座振替)で納める人は納期限の7日前まで、特別徴収の人は年金支給月の前々月の15日まで、介護保険料は長寿介護課、後期高齢者医療保険料は国保年金課へ

■問い合わせ：長寿介護課 ☎72-18219、国保年金課 ☎72-82005

※後期高齢者医療保険の資格情報のお知らせまたは、資格確認書は7月下旬ころに送付します。



介護保険料



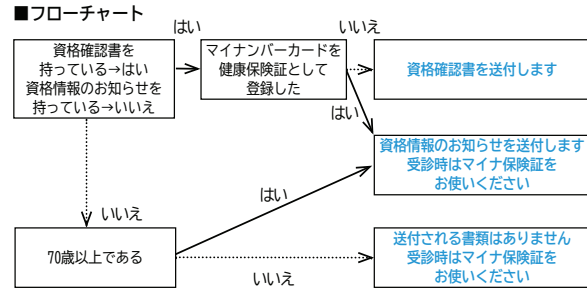
後期高齢者医療保険料

【国民健康保険の資格情報のお知らせ、資格確認書の送付】

現在お使いの資格確認書の有効期限は7月31日です。

資格情報のお知らせまたは資格確認書は7月下旬に送付します。資格確認書の有効期限は令和7年7月31日です。

8月1日以降はマイナ保険証(マイナ保険カード)または送付された資格確認書をご利用ください。マイナ保険カードの健康保険証利用登録の状況に応じて、送付される書類が異なります。



フローチャートをご確認ください。

8月1日以降に75歳になる人は後期高齢者医療保険の対象者となるので、資格情報のお知らせ・資格確認書の有効期限は誕生日の前日となります。

■問い合わせ：納付・収納課 ☎72-8253(軽減・減免・減額)市民税課 ☎72-8210(保険証、高齢受給者証、限度額認定証など)国保年金課 ☎72-8204(マイナ保険カード)市民税 ☎72-8200

納付困難な場合はご相談を
国民年金保険料の免除
日本年金機構



日本年金機構

経済的な理由などで国民年金保険料の納付が困難な場合、申請して承認されると納付額全額または一部が免除されます。学生や50歳未満の人は納付が猶予される制度もあります。

■申請：7月1日頃から国保年金課へ ※マイナポータルから電子申請でもできます(継続申請の承認を受けていない人は要申請)

※詳細は日本年金機構のホームページを確認するか、国保年金課へお問い合わせください。

■問い合わせ：国保年金課 ☎72-18204

お元気ですか市長です。

北上市長 八重樫浩文



鎌倉市とのパートナーシティ提携で文化交流を深化

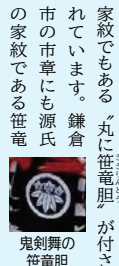
北上市と神奈川県鎌倉市は、先月17日にパートナーシティ提携を結びました。和賀氏ゆかりとされる鎌倉市の国指定史跡「和賀江嶋」周辺の材木座海岸での地元住民による清掃活動に、北上市民有志が長年参加し、交流を続けてきたことが契機です。

節目となる50回目の清掃活動に私も参加して、同日、松尾崇鎌倉市長と提携書を取り交わしました。和賀江嶋は鎌倉時代に造られた築港の跡で、現在の北上地方を治めていた和賀氏の祖先が築造したとされています。

提携の大きなテーマは「歴史・文化」であり、歴史的遺産保全・活用の分野において、交流と協力が最大限促進されるよう相互に努めることとしていきます。

当日は、鬼柳鬼剣舞の演舞が披露され、拍手喝采を浴びました。また、前日には、鶴岡八幡宮でも鬼剣舞を奉納し、多くの外国人観光客などから好評を博しました。

鬼剣舞の衣装の胸には、和賀氏の



鎌倉市の鬼剣舞



鎌倉市の鬼剣舞

また、鎌倉市は「鎌倉文士」という言葉もあり、明治以降、泉鏡花、島崎藤村、国木田独步、川端康成など著名な作家の活動拠点としても知られており、材木座海岸は夏目漱石の「こころ」にも登場します。

折しも、先日開催された「第41回詩歌文学館賞贈賞式」には、鎌倉近辺在住の文学者なども参加され、私のあいさつでこのことに触れたところ、当市と鎌倉市文化交流を期待する声が寄せられました。

古く鎌倉との関係を深めながら、北上の特長を生かした多面的な文化交流の深化や、シビックプライドの醸成などの展開につなげていきたいと考えています。